

パリ協定の意義と適応策の位置づけ



国立研究開発法人 国立環境研究所

社会環境システム研究センター 主任研究員

久保田 泉

izumi@nies.go.jp

1



パリ協定の構造

4. 国際社会全体で温暖化対策を着実に進めるための仕組み

- ① 長期目標達成に関する世界全体の進捗状況の確認(5年ごと)
- ② 途上国への支援(資金、技術)の促進
 - ・温室効果ガス排出削減策をとる国
 - ・適応策をとる国への支援
 - ・温暖化影響に困っている国への支援

1. 長期目標の設定

- ・産業革命前からの平均気温上昇を2°C未満に抑える(1.5°Cにも言及)
- ・できるだけ早くピークアウト
- ・今世紀後半に、人為起源のGHG排出を正味ゼロにする

2. すべての国による長期目標の実現に向けた温暖化対策

3. 各国での温暖化対策の強化

- ① 温室効果ガスの排出削減:
 - ・5年ごとに約束草案(≒排出削減目標)を見直し・提出
 - ・提出した目標の達成を目指して国内で温暖化対策をとり、情報を提出
 - ・前の期よりも進展させた目標を掲げること
- ② 温暖化影響への適応:
 - ・温暖化影響の評価
 - ・適応計画の策定・実行
 - ・適応報告書の定期的な提出・更新
- ③ 途上国への資金・技術支援(先進国+能力のある国)

2

温暖化に関する国際制度の課題(パリ協定前)

- 課題1
 - 長期的に何を目標として温暖化対策をとるのが必ずしも明確ではない(いつまでに? / 何°Cの上昇までに抑えることを目指す? / 何トン減らす?)
- 課題2
 - 2020年までのことしか決まっていない
- 課題3
 - 温室効果ガス排出削減以外のことがほとんど書かれていない
- 課題4
 - 国のグループ分けと役割分担が約20年前と変わっておらず、時代や事情の変化に対応できていない

3

気候変動枠組条約締約国: 196か国 + EU

先進国

(1992年時点のOECD加盟国)

- ①国内の温暖化対策に関連する情報の提出
- ②自国内の排出削減
- ③途上国への資金・技術支援

発展途上国

- ①国内の温暖化対策に関連する情報の提出

経済移行国

(旧ソ連・東欧諸国)

- ①国内の温暖化対策に関連する情報の提出
- ②自国内の排出削減

4

パリ協定の意義

- 1. 明確な長期目標を設定したこと **課題1を解決！**
- 2. すべての国が温暖化対策を実施し、長期にわたって継続する包括的な国際制度を作ったこと **課題2、3を解決！**
- 3. これまでの国の役割分担を見直したこと **課題4を解決！**



5

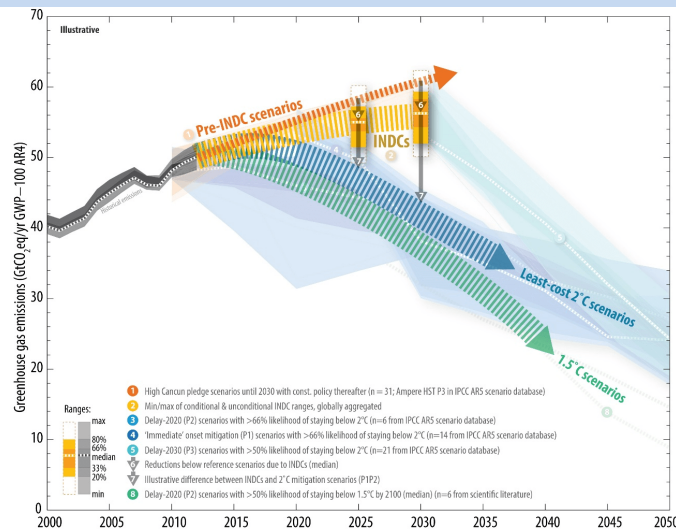
パリ協定の課題

- 1. パリ協定は大枠しか決めておらず、どうやって実施するか、詳細ルールを作らなければならない
- 2. 各国の2025年／2030年の約束草案をすべて足し合わせても、2°C目標を達成できない



6

約束草案を提出したすべての国が約束を達成したとしても、2°C目標の達成に必要な削減量に満たない



出典：気候変動枠組条約事務局統合報告書「気候変動に対する世界全体の対応への自国が決定する貢献の総合的な効果：更新版」(FCCC/CP/2016/2) 図2

7

パリ協定における適応の位置づけ

- 1. パリ協定の目的(2条)
- 2. 適応に関する規定(7条)

8

パリ協定の目的(2条)

- 気候変動の脅威への世界の対応を強化すること
 - a. 世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球平均気温上昇を**余裕をもって2°C未満**に抑える。また、温暖化リスク低減と温暖化影響を減ずることに大きく貢献することを認識し、**1.5°C未満**に抑えるよう努力
 - b. 気候変動に関する**適応能力の拡充、レジリエンス、低排出発展を促進**
 - c. 低排出及びレジリエントな開発に向けた経路に整合する資金フローを構築

9

適応(7条)

- **適応のグローバル目標**の設定
 - 持続可能な発展の達成
 - 気温目標の下での適応能力の確保
- 各国の**適応に関する計画立案過程・行動の取り組み**
 - 各国は、**適応が、すべてのレベル(地方、国家、地域、国際)にとっての課題であると認識**する
 - 各国が、適切な場合に、**適応計画立案過程・行動の実施に**取り組み、**適応報告書を提出・定期的に更新**する
- **適応に関する国際協力・支援の強化**
 - 適応努力における支援と国際協力の重要性和、発展途上国や気候変動の悪影響に特に脆弱な国々のニーズを考慮する重要性を認識
 - 適応に関する行動を強化する協力を強化

10